

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

### (1) 社会背景

少子高齢化、人口減少の進展や人々の意識の移り変わりに伴い、地域・家庭・職場といった生活の場における支え合いの基盤が弱まってきており、多くの地域で社会経済の担い手の減少を招くなど、様々な問題が顕在化しています。

このような状況の中で、社会から孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは適切な支援に結びつかないなどにより、子育ての孤立化や児童虐待、高齢者の孤独死などの問題が深刻化しているケースがみられます。

さらに、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、暮らしの中での課題は、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、また、個人や世帯において複数の政策分野にまたがる課題を抱えるなど、複合化しています。例えば、80代の高齢の親がひきこもりや障害のある50代の子を支えている問題（8050問題）や、子育てと介護を同時に抱える世帯の問題（ダブルケア）、高齢者が高齢者を介護する問題（老老介護）など、解決が困難な問題に直面しています。

また、今後の人口構造の推移では、2025年以降、団塊の世代（昭和22～24年の第1次ベビーブーム期に生まれた世代）が75歳以上となり、「現役世代の急減」が見込まれています。

このように、現在の社会では、これらの様々な問題への対応が必要であり、社会の活力の維持向上と地域の活性化をどのように図るかが重要課題となっています。



## (2) 国の動き

近年の地域福祉に関する国の動きとして、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」以降、「地域共生社会」を提示し、その実現に向けた議論が進められてきました。

### ①新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン

時代の背景を受け、国では、平成 27 年 9 月に「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」を取りまとめました。これは、高齢者、障害のある人、子どもといった区別に関係なく、地域に暮らす住民誰もがその人の状況に合った支援が受けられるという「全世代・全対象型の地域包括支援体制」を構築していくべきというこれからの福祉の方向性を示したものです。

### ②ニッポン一億総活躍プラン

平成 28 年 6 月の「ニッポン一億総活躍プラン」においては、高齢者、障害のある人、子どもなど、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」を提示し、「住民に身近な圏域における、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」「市町村における、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制づくり」などを進めることとしました。

### ③「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

平成 28 年 7 月には「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、地域力強化検討会で、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりの在り方や、包括的な相談支援体制の整備の在り方などについて検討を重ね、同年 12 月に中間とりまとめを、平成 29 年 9 月に最終報告を公表しました。この中では、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むしくみや、「丸ごと」の総合相談支援体制として、①住民に身近な圏域での「我が事・丸ごと」の地域づくり、②市町村における包括的な相談支援体制、③地域福祉計画などの法令上の取扱い、④自治体、国などの役割について示しています。

### ④社会福祉法の改正

地域力強化検討会を踏まえ、社会福祉法の一部改正を盛り込んだ「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が平成 29 年 5 月に成立、平成 30 年 4 月に施行され、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の実現を目指しています。主な改正内容は、①地域住民などは生活課題を把握し解決を図る、②国や地方公共団体の地域福祉推進の努力義務、③市町村は、生活課題の解決に向けた包括的支援体制を整備するよう努める、④地域福祉計画の策定の努力義務化、などが挙げられます。

## ■社会福祉法（抜粋）

### （目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

### （地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### （福祉サービスの提供の原則）

第五条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

### （福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 (略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

### （地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務）

第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 三 介護保険法第百五條の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七條第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九條第一号に掲げる事業

### （包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 (略)

### （市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### (3) 刈谷市の動き

本市では、平成 16 年度に「参加と支え合いで築く 共に暮らせるまち」を基本理念とした「刈谷市地域福祉計画」を、平成 21 年度には「第 2 次刈谷市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組みました。

市社会福祉協議会では、平成 11 年度に「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とした「刈谷市社協地域福祉活動計画」を、平成 17 年度には市と基本理念を同じくした「第 2 次かりや地域福祉活動計画」、平成 23 年度には「第 3 次かりや地域福祉活動計画」を策定し、市とともに地域福祉を推進してきました。

平成 26 年度には、市の地域福祉計画と市社会福祉協議会の地域福祉活動計画の連携をさらに強めて課題と取組を共有するため、両計画を 1 つの計画として、「第 3 次刈谷市地域福祉計画」を策定し、基本理念の実現に向けて取り組んできました。

第 3 次計画期間中には、福祉・健康フェスティバルや福祉実践教室の開催などによる「福祉への理解の促進」、コミュニティソーシャルワーカーの配置、刈谷市民ボランティア活動センターの運営などによる「支え合いのしくみづくり」、高齢者、障害のある人、子どもといった各福祉分野におけるサービスの提供などによる「地域における福祉サービスの充実」、避難行動要支援者名簿の作成や成年後見支援センターの設置などによる「地域での見守りと権利擁護の推進」といった取組を進めてきました。

そこで、これまでの取組を振り返るとともに、近年の地域福祉に関する動向を踏まえながら、これまでの活動をさらに発展的に進め、かつ新たな課題への対応を行っていくため、第 4 次刈谷市地域福祉計画を策定することとします。

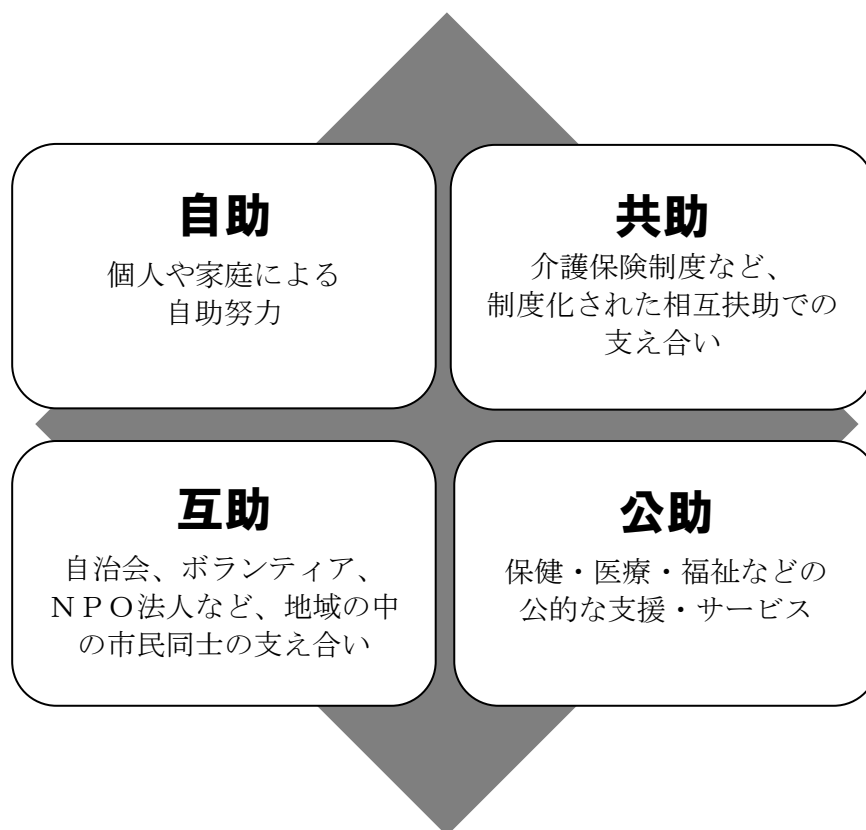
■地域福祉計画と地域福祉活動計画の概要

年度 計画名	平成 12 (2000)	平成 16 (2004)	平成 17 (2005)	平成 18 (2006)	平成 21 (2009)	平成 22 (2010)	平成 24 (2012)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	令和 元 (2019)
地域福祉 計画	<p>◆計画の根拠・性格：社会福祉法第 107 条。行政計画。(行政計画ではあるが、公民共働の計画策定が重要であり、その策定手法・経過が特徴となっている。)</p>									
			第 1 次			第 2 次			第 3 次 (一体的に策定)	
地域福祉 活動計画	第 1 次			第 2 次			第 3 次			
	<p>◆計画の根拠・性格：社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民や関係団体、企業などとともに相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。全国社会福祉協議会が「地域福祉活動計画策定指針」をまとめている。</p>									

## 2 地域福祉とは

地域福祉とは、地域における生活上の様々な問題や課題について、高齢者や障害のある人、子どもといった対象者ごとではなく、市（行政）、市社会福祉協議会、福祉関係者、事業者、各種団体、地域住民などが共に助け合い、支え合いながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取組のことであります。住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、地域での見守り、声かけ、手助けなどの助け合いや地域の課題解決に向けて、多様な組織又は住民の主体的な活動が重要です。

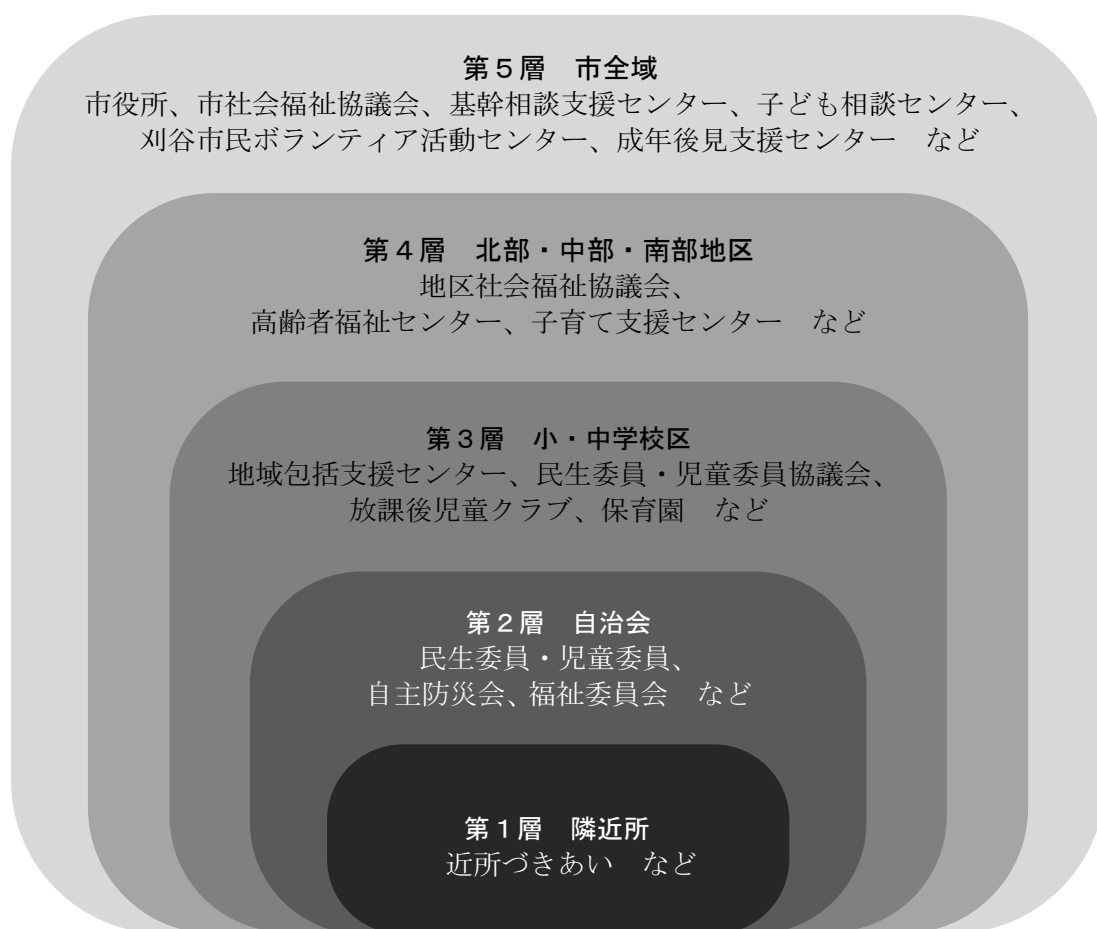
地域福祉においては、様々な生活課題を「自助・互助・共助・公助」によって解決していく取組が必要です。日頃、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決（自助）し、個人や家族内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPO法人などの活動（互助）で解決する。さらに、介護保険制度、医療保険制度といった社会保障制度などを活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給など、行政でなければできないことは行政が中心となって解決する（公助）というように、自助・互助・共助・公助の役割分担と相互の連携・協働による取組が必要です。



### 3 地域福祉における圏域の考え方

地域福祉活動は、隣近所で作られる圏域（向こう三軒両隣）から、市全域で作られる圏域までのいくつかの階層に分かれ、様々な機関や団体が階層に応じてそれぞれの機能を発揮するとともに、階層内や、階層をまたいで情報共有や連携が重層的かつ柔軟に行われることで、全体としての地域福祉の推進が図られるものです。

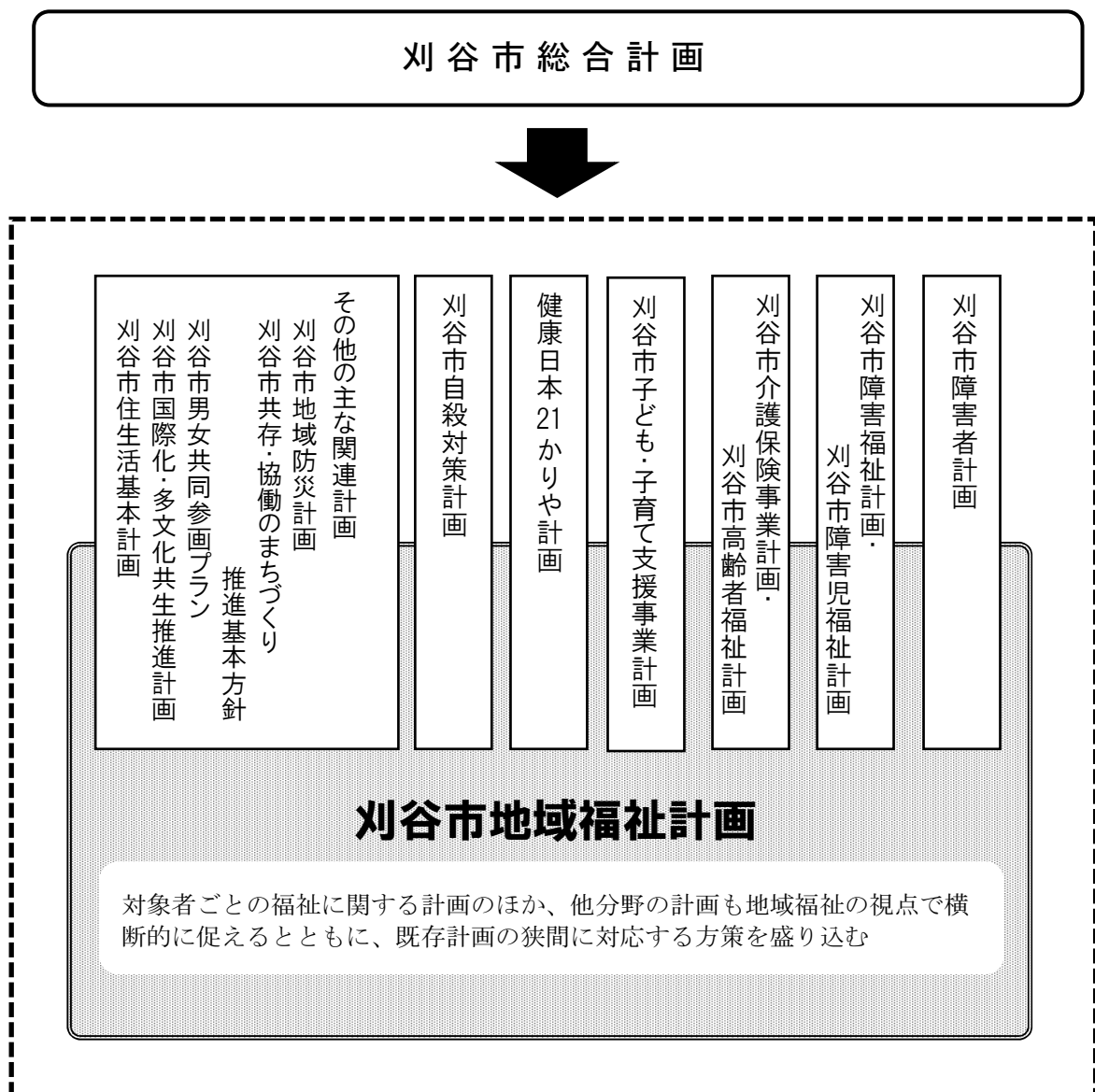
#### 【5層の圏域と行政機関・関係団体のイメージ】



## 4 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画として、市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定したものです。

総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえ、福祉分野の個別計画（刈谷市障害者計画、刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画、刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画、刈谷市子ども・子育て支援事業計画、健康日本 21 かりや計画など）のほか、防災、生活、都市計画など、他分野の計画とも連携を図り、地域福祉を推進するための総合的な計画として策定しました。



## 5 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

年度 計画名	平成 27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和 元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)
総合計画	基本構想(2011年～2030年)									
	基本計画(10年間)					基本計画(10年間)				
<b>地域福祉計画</b>	第3次				第4次					
障害者計画	基本計画(6年間)			基本計画(6年間)						次期
障害福祉計画	第4期		第5期		第6期			第7期		
障害児福祉計画			第1期		第2期			第3期		
介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画	第6期		第7期		第8期			第9期		
子ども・子育て支援 事業計画	第1期				第2期					
健康日本21かりや 計画	第2次								第3次	
自殺対策計画					第1期					第2期



## 6 計画の策定体制

本計画は、地域福祉推進の主体である地域住民などの参加を得て、各種調査などを実施し、庁内の関係課などで組織する地域福祉計画策定部会で本計画の方向性、内容などについて検討するとともに、地域福祉に関する学識経験者、各種団体代表、市民代表などで構成する地域福祉計画懇話会で協議を行い、策定しました。

